

2024年1月11日

新設分割に係る事後開示書面

(会社法第811条第1項第1号及び会社法施行規則第209条並びに
会社法815条第2項及び会社法施行規則第212条に基づく開示事項)

東京都中央区新川一丁目17番22号
エヴィクサー株式会社
代表取締役社長 CEO 瀧川 淳

東京都中央区新川一丁目17番22号
AiryMedia株式会社
代表取締役 瀧川 淳

エヴィクサー株式会社（以下、「分割会社」という。）は、2023年12月27日付新設分割計画書に基づき、2024年1月11日を効力発生日として、当社のAiryMedia事業（以下、「本件事業」という。）に関して有する権利義務を、新たに設立するAiryMedia株式会社（以下、「新設会社」という。）に承継させる新設分割（以下、「本件分割」という。）を行いました。

本件分割に関して、会社法第811条第1項第1号及び会社法施行規則第209条並びに会社法815条第2項及び会社法施行規則第212条の定めるところにより、開示すべき事項は以下のとおりです。

記

1. 本件分割が効力を生じた日（会社法施行規則第209条第1号及び第212条第1号）
2024年1月11日

2. 会社法第805条の2の規定による手続の経過（会社法施行規則第209条第2号）

本件分割は、会社法第805条に基づく簡易新設分割に該当し、会社法第805条の2但書に定める場合に該当するため、差止請求に係る手続は実施していません。

3. 会社法第 806 条及び第 808 条の規定並びに第 810 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 209 条第 3 号）

(1) 反対株主の株式買取請求手続

本件分割は、会社法第 805 条に基づく簡易新設分割に該当し、会社法第 806 条の適用がありませんので、反対株主の株式買取請求に関する手続は実施しておりません。

(2) 新株予約権買取請求手続

本件分割において、会社法第 808 条第 1 項第 2 号の要件を満たす新株予約権はありませんので、新株予約権買取請求に関する手続は実施しておりません。

(3) 債権者保護手続

本件分割において、分割会社は新設会社に承継される債務について併存的債務引受をしておりますので、会社法第 810 条の規定による債権者保護手続は実施しておりません。

4. 本件分割により新設会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 209 条第 4 号及び第 212 条第 3 号）

新設会社は、2024 年 1 月 11 日をもって、新設分割計画書に記載された、分割会社が本件事業に関して有する権利義務を承継いたしました。

5. その他本件分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 209 条第 5 号及び第 212 条第 4 号）

該当事項はありません。

以上